

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

解除予定保安林とする旨の通知
道路の区域変更
道路の供用開始

(治 山 課) 四八一
(道路維持課) 四八一
(同) 四八二

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
准看護師試験の実施
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
岐阜都市計画の図書の縦覧

(環境生活政策課) 四八三
(医療整備課) 四八三
(商業流通課) 四八五
(同) 四八五
(都市政策課) 四八六

正 誤

開発行為の工事の完了中訂正

(建築指導課) 四八六

告 示

第 二 千 二 百 九 十 四 号

平 成 二 十 三 年 十 一 月 一 日

(火曜日)

岐阜県告示第五百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十三年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

美濃市大字長瀬字西ヶ洞八四四の四、八四四の五、大字片知字火打平二六四八の六、二六四八の八から二六四八の二二まで、二六四八の二五から二六四八の一七まで、二六四八の一九、二六四八の二〇、二六五〇の二、二六五〇の四から二六五〇の一〇まで、二六五〇の一二から二六五〇の一五まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

岐阜県告示第五百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十一月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月一日

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日相当するときは翌日)

平成二十三年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		道路の種類	
路線名		路線名	
区		区	
間		間	
後	前	後	前
一六五 三	一六 三	一五 三	一六 三
二四八	二四八	二四九	二四九
備考		備考	

岐阜県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十一月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		道路の種類	
路線名		路線名	
区		区	
間		間	
後	前	後	前
一六五 三	一六 三	一六 三	一六 三
二四八	二四八	二四八	二四八
備考		備考	

岐阜県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十一月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		道路の種類	
路線名		路線名	
区		区	
間		間	
後	前	後	前
三七 一	三七 一	三七 一	三七 一
平成 二二・一	平成 二二・一	平成 二二・一	平成 二二・一
備考		備考	

岐阜県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十一月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		道路の種類	
路線名		路線名	
区		区	
間		間	
後	前	後	前
三七 一	三七 一	三七 一	三七 一
平成 二二・一	平成 二二・一	平成 二二・一	平成 二二・一
備考		備考	

公 示

県道	可 土 児 岐 線	可児市今渡字金屋一七四九 番一地从先から	三三〇	平成 三三・二・一	平成 二三・三・四
同 市 同 番地先まで	字大清水二七五	〇番地先まで			

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十三年十月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人さくらゆき
- 三 代表者の氏名 依田 充朗
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島郡岐南町若宮地二丁目六八番地ステラA
二〇一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐南町及びその近隣地域に居住する身体
または知的な障害を有した者に対する生活介護及び就労
支援の実施と、地元企業との連携を併せて展開すること
により、安定的かつ継続的な就労の場と労働力とを相互
に提供しあう社会共同体の創出を目指し、当該者の創作
的かつ生産的な生活の支援、健やかに暮らせる総合的な
地域福祉コミュニティ（ネットワーク）の構築に寄与す
ることを目的とする。

准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、平成二十三年度岐阜県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十三年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験日時 平成二十四年二月十六日（木）午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験場所 羽島市江吉良町三〇四七 一 公立大学法人 岐阜県立看護大学
- 三 試験科目
 - 人体の仕組みと働き
 - 食生活と栄養
 - 薬物と看護
 - 疾病の成り立ち
 - 感染と予防
 - 看護と倫理
 - 患者の心理
 - 保健医療福祉の仕組み
 - 看護と法律
 - 基礎看護
 - 成人看護
 - 老年看護
 - 母子看護
 - 精神看護
 - 受験資格
- 四 次のいずれかに該当する者
 - 1 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修業した者又は修業する見込みの者（平成二十四年三月までに修業する見込みの者に限る。）
 - 2 文部科学省令・厚生労働省令の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看

看護師養成所（以下「准看護師養成所」という。）を卒業した者又は卒業する見込みの者（平成二十四年三月までに卒業する見込みの者に限る。）

3 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成二十四年三月までに修業する見込みの者を含む。）

4 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十四年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

5 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が3又は4に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

6 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、5に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認められたもの

五 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

1 受験願書（県所定のもの）

2 准看護師試験入力通知書（県所定のもの）

3 受験資格証明書

(一) 四の1から4までに該当する者が提出する書類

学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、平成二十四年三月一日（木）午後五時まで（必着）に修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業等証明書」という。）を提出すること。

また、平成二十四年三月一日（木）以降に修業又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業又は卒業できると判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、平成二十四年三月一日（木）午後五時までに提出を求めている右記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(二) 四の5又は6に該当する者が提出する書類

外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証明する書面

4 写真

出願前六月以内に撮影した写真（脱帽、正面向き、縦六センチメートル、横四センチメートル）とし、その裏面に学校又は養成所名（省略しないこと）、氏名及

び撮影年月日を記載して提出すること。

なお、後日岐阜県が交付する受験票の裏面に、提出した写真と同じものを貼り付けて、試験当日に持参すること。

5 受験票交付用封筒

角二号（A4サイズ）のもので、表面に郵便番号、宛先及び書留の表示を記載し、書留郵便料金に相当する郵便切手を同封すること。

6 受験手数料

受験手数料は六千九百円とし、この額に相当する岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、収入証紙は消印しないこと。

7 受験に関する書類等の受付期間及び受付場所

受験に関する書類等は、平成二十三年十二月一日（木）から平成二十三年十二月七日（水）までの間に岐阜県健康福祉部医療整備課へ提出すること。

また、受験に関する書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、平成二十三年十二月七日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける（宛先 〒五〇〇 八五七〇）県庁専用郵便番号のため住所不要）岐阜県健康福祉部医療整備課）。

8 受験票の交付

受験票は、平成二十四年一月二十五日（水）から平成二十四年一月二十七日（金）までの間に郵送により交付する。

9 合格発表

試験の合格者は、平成二十四年三月十二日（月）午前十時に岐阜県庁前の掲示板及び県のホームページに受験番号を掲示して発表するとともに、合格証書を郵送する。

アドレス

http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/kenko-iryo/iryo/shiken-annai/shiken-annai/data/goukakusy23.pdf

ただし、平成二十四年三月十二日（月）午前十時までに卒業等証明書の提出がなされていない者については、卒業等証明書を受領した後に合格証書を郵送する。

なお、電話による可否の問い合わせは 一切受け付けない。

試験結果の提供

平成二十三年度岐阜県准看護師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に

十

提供する。

1 提供する試験結果

平成二十三年度岐阜県准看護師試験の総合得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階、電話〇五八 二七二 一一一一 内線二二一九）及び県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。）の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要となる。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 受験に関する手続等の問合せ

受験に関する手続等の問合せは、原則として電話で受け付ける。岐阜県健康福祉部医療整備課（電話 〇五八 二七二 一一一一 内線二五三八）に問い合わせること。

十二 その他

1 受験願書、添付書類、写真等に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

2 准看護師試験入力通知書の記入にあたっては、試験事務コンピュータ処理の適正を図るため、「准看護師試験入力通知書記入要領」により正確に記入すること。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年十一月一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年十月二十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トヨタオートモールクリエイト

三 建物の名称及び所在地

カラフルタウン岐阜

岐阜市柳津町丸野三 三六

四 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前六時から午後十時

（変更後）午前四時から午後十時

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年十一月一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー高山国府店

高山市国府町広瀬町一六三九番一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年十一月一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

テックランド岐阜本業店

本業市政田字下西浦一九四四番地一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

正 誤

(原稿誤り)

平成二十三年十月十八日第二千二百九十号 開発行為の工事の完了四六二頁の表中

同西建築第六二号の六
同二一・八・二二

同西建築第六二号の六
同二一・一一・二二

は、

の誤り。

平成二十三年十一月一日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一
ビー・アール・テクノセンター